

週休2日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第1条 本工事は、週休2日確保工事等試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

（対象工事）

第2条 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取り組みに変更することができる。
なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事に取り組むものとする

- （1）週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事
- （2）月単位の週休2日確保工事
- （3）週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事
- （4）月単位の週休2日交替制工事
- （5）通期の週休2日交替制工事

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行っていない。ただし、以下のものは除く。

- （1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- （2）現場見学会等、現場を公開するもの。
- （3）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第2条第1項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。

- （1）週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保工事

工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

- （2）週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事

受注者は、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取り組みを次のとおり変更することができる。

- （1）週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事又は週単位（完全週休2日）、月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- （2）月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事又は月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- （3）通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替

制工事に変更することができる。

(4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

- 4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事又は週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。
- 5 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率又は休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事又は週休2日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

第5条 週単位（完全週休2日（土日））（漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）は除く）若しくは月単位の週休2日確保又は週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日交替制（漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）及び営繕工事は除く）に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、各取り組みに係る費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事等に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。